

言渡	平成19年4月17日
交付	平成19年4月17日
裁判所書記官	

平成18年(行ヒ)第50号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成16年(行コ)第52号公文書一部非公開処分取消請求事件について、同裁判所が平成17年11月17日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決中、別紙目録1及び2記載の部分に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 原判決別紙目録1及び2記載の部分に関する訴訟の総費用は、これを3分し、その1を上告人の、その余を被上告人の各負担とする。

理 由

上告代理人新海聡ほかの上告受理申立て理由第3について

1 本件は、愛知県の住民である上告人が、愛知県公文書公開条例(昭和61年愛知県条例第2号。平成12年愛知県条例第19号による全部改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づき、被上告人に対し、平成8年1月分から3月分の愛知県商工部万博誘致対策局の需用費中食糧費の支出に関する予算執行書、支出金

調書等の公開を請求したところ、同9年3月21日、被上告人から、第1審判決別表二記載の予算執行書（以下「本件予算執行書」という。）、支出金調書（以下「本件支出金調書」という。）等について、同別表一の「非公開理由」欄記載の理由により、同表の「非公開箇所」欄記載の部分を非公開とする公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を受けたため、同決定のうち、原判決別紙目録1及び2記載の部分等に関する部分の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件条例6条1項は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」と規定し、その2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令又は条例の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報 ロ 公表することを目的としている情報 ハ 法令又は条例の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」と規定し、その9号は、「監査、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準その他県又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれのあるもの」と規定している。

また、同条2項は、「実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該該当する情報に係

る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」と規定している。

(2) 本件予算執行書及び本件支出金調書は、いずれも、需用費のうち、会議、懇談、意見交換会、打合せ会等の各種の懇談会（以下「本件各懇談会」という。）の開催に要する経費のうち食事代及び茶代並びに職員の残業に伴う弁当の購入代として支出するいわゆる食糧費の支出のために作成された文書である。本件予算執行書のうち第1審判決別表二の番号2、8、9及び11ないし13の文書（以下、同番号2の文書を「本件予算執行書2」といい、その余の本件予算執行書及び本件支出金調書についても同様に呼称する。）には、懇談会の名称及び議題、懇談会に出席した相手方等の所属名、職名、肩書、氏名等の本件各懇談会の相手方出席者が識別される記載があり、また、本件支出金調書2及び8の摘要欄には、懇談会の名称や肩書等の本件各懇談会の相手方出席者が識別される記載がある（以下、本件各懇談会の相手方出席者が識別されるこれらの記載部分を「相手方識別部分」という。）。これらの文書に記載された相手方出席者の内訳は、別紙「本件各懇談会に出席した相手方出席者の内訳」のとおりである。

(3) 被上告人は、本件非公開決定において、相手方出席者の本件各懇談会への出席に係る情報が本件条例6条1項2号及び9号所定の非公開情報に該当することを理由として、上記(2)の相手方識別部分を非公開とした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、本件非公開決定のうち本件予算執行書2、8、9及び11ないし13並びに本件支出金調書2及

び8の各相手方識別部分を非公開とした部分について、上告人の請求を棄却すべきものとした。

(1) 相手方出席者の本件各懇談会への出席に関する情報は、当該出席者が公務員（公務員であって大学に在職する学者を含む。以下同じ。）である場合は、本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当しないが、公務員以外の者である場合は、同号所定の非公開情報に該当する。なお、これらの情報は、いずれも同項9号所定の非公開情報には該当しない。

(2) 本件予算執行書2及び12並びに本件支出金調書2の各相手方識別部分は、これらの文書に係る本件各懇談会の相手方出席者が全員公務員以外の者であるから、本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当する。

(3) 本件予算執行書8、9、11及び13並びに本件支出金調書8の各相手方識別部分については、これらの文書に係る本件各懇談会の相手方出席者に公務員のほか公務員以外の者が含まれており、同文書中には公務員の出席に関する情報と公務員以外の者の出席に関する情報とに共通する題名欄等の記載部分があるところ、同部分は、公務員以外の者の懇談会出席に関する情報の一部をも成すものであって、その情報を更に細分化することはできないから、同部分のみを公開することはできない。そうすると、上記文書中の公務員の氏名のみを公開することは、公務員の懇談会出席に関する情報を更に細分化することとなるから許されず、結局、上記文書中の相手方識別部分はすべて本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当することとなる。

4 しかしながら、原審の上記3(3)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

本件予算執行書又は本件支出金調書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報が記載されている場合には、その記載が上記各文書中のいずれの箇所にあるかを問わず、すなわち、その記載が上記各文書中の「題名」欄ないし「執行の目的」欄、「執行の内容」欄にあるか、あるいはその余の箇所にあるかを問わず、すべてこれを公開すべきであり、このことは、本件の第1次上告審判決の命ずるところである。

また、上記各文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであり、本件条例6条2項の規定も、このような解釈を前提とするものと解される（最高裁平成10年（行ツ）第167号同15年11月11日第三小法廷判決・裁判集民事211号349頁参照）。

したがって、上記3(3)の各文書中の公務員の氏名や所属名、職名等の出席公務員が識別される部分は、公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてすべてこれを公開すべきである。

5 以上によれば、上記3(3)の各文書中の相手方識別部分がすべて本件条例6条1項2号所定の非公開情報に該当するとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決のうち上記判断に係る部分は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上記各文書に係る本件非公開決定のうち別紙目録1及び2記載の部分を非公開とした部分は違法であって、同部分について請求を認容した第1審判決は正

当であるから、同部分に対する被上告人の控訴を棄却すべきであり、その余の部分については上告人の上告を棄却すべきである。上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、これを棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官藤田宙靖の補足意見がある。

裁判官藤田宙靖の補足意見は、次のとおりである。

本件予算執行書又は本件支出金調書中の出席公務員が識別される部分は、これらの文書中のいずれの箇所にあるかを問わず公開されるべきであることは、法廷意見の述べる通りであるが、原審は、当審平成14年2月28日第一小法廷判決（民集56巻2号467頁。以下「平成14年第一小法廷判決」という。）を引用しつつ、本件条例6条2項の解釈として「非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない」という考え方を採用し、この考え方にに基づき、本件予算執行書8、9、11及び13並びに本件支出金調書8中の公務員の氏名のみを公開することは、公務員の懇談会出席に関する情報を更に細分化することとなるから許されない、と判断している。この判断が当審判例（平成15年11月11日第三小法廷判決・裁判集民事211号349頁。以下「平成15年第三小法廷判決」という。）に照らし採り得ないことは、法廷意見の示す通りであるが、原審が上記のとおり当審の他判例を引用することに鑑み、以下に、これら判例相互の関係等について私の考えるところを述べておくこととしたい。

本件条例をも含む我が国の情報公開法制は、「情報」そのものではなく、「情報」の記載された「文書」を開示の対象として採用しており、また、文書を特定して開示請求がされる以上、その開示が請求者にとってどのような意義を持つ（役に立つ）のか、また、開示された文書をどのような目的のために利用するのか等を一切問うことなく、（例外的に法定された不開示事由に該当する情報が記載された文書を除き）請求の対象とされた文書の全体を開示することを原則として構築されている。この目的を可能な限り実現するために、請求の対象とされた文書の中に開示されるべき情報を記載した部分と不開示とされるべき情報を記載した部分とが混在している場合に、後者が容易に区分し得る限りにおいて、これを除いた他の部分を全面的に開示しなければならないこととしたのが、本件条例6条2項にもその例をみるような、いわゆる部分開示規定である。このような立法趣旨に照らすとき、これらの規定が、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成するに過ぎないことを理由に、それが記載された文書の部分が開示義務の対象から外れることを想定しているなどという解釈は、およそ理論的根拠の無いものであると言わざるを得ない。もとより、不開示情報記載部分を除いた他の部分に有意な情報が全く含まれていない場合には、必ずしも開示の対象とする必要の無いことは当然であるが（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）6条1項ただし書参照）、例えば本件における「出席した公務員の氏名」が、それ自体、単なる野線の一部であるとか意味不明の記号の断片などとは異なり、全く有意でないなどとは言えないことは、余りにも明白であろう。ある文書上に記載された有意な情報は、本来、最小単位の情報から、これらが集積して形成されるより包

括的な情報に至るまで、重層構造を成すのであって（例えば、最高裁判所に関する情報の中には、最高裁判所第三小法廷に関する情報が含まれ、同情報の中には、裁判官藤田宙靖に関する情報が含まれ、更にその中には、同裁判官が関与した過去の事件に関する情報が含まれる、等々）、行政機関が、そのいずれかの位相をもって開示に値する情報であるか否かを適宜決定する権限を有するなどということは、およそ我が国の現行情報公開法制の想定するところではないというべきである。なお、原審（及びその引用する平成14年第一小法廷判決）が上記のような解釈を行うのは、本件条例には、公開請求に係る公文書に記録されている情報が条例所定の非公開情報に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば非公開情報に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとする定め（例えば、情報公開法6条2項のような規定）が存在しないという事実から、条文の文理解釈を行うことによるものであるが、しかし、情報公開法が6条1項に加え更に同条2項の規定を置いたのは、5条1号において非公開事由の一つとされる「個人に関する情報」が、同条2号以下の各非公開情報がその範囲につき「おそれがあるもの」等の限定を付しているのに比して、その語意上甚だ包括的・一般的な範囲にわたるものであるため、そのような性質を持つ「個人に関する情報」を記載した文書についても同条1項の部分開示の趣旨が確実に実現されるように、特に配慮をしたためであるからにほかならない。この意味において、それは、いわば念のために置かれた、確認規定としての性質を持つものであるに過ぎないのである。このような我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造に思いを致さず、単に例えば情報公開法6条2項が「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」という文言を用いて

いるという事実から、専ら形式的な文言解釈により、これと異なる考え方を導き出す原審のような解釈方法は、事の本末を見誤ったものと言わざるを得ず、到底採用することはできない。以上に述べた意味において、原審が引用する平成14年第一小法廷判決及び同判決が引用する最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決（民集55巻2号530頁。以下「平成13年第三小法廷判決」という。）の説示するところは、少なくとも法令の解釈を誤るものであり、その限りにおいて、これらの判例は、本来変更されて然るべきものであるということもできよう。

しかし、翻って考えるに、現実の問題は、結局、これらの判例がいう「一体的な情報」とは何かに掛かるとみることもできないではない。上記にも触れたとおり、ある情報の一部分について、それ自体がおよそ有意な情報を成さないということであれば、そのようなものを記載した文書の部分が開示義務の対象とはならないことは、例えば情報公開法もまた明文で定めるところである（同法6条1項ただし書）。そうであるとすれば、上記判例がいう「一体的な情報」の範囲を、情報公開法制の上記にみたような本来の趣旨・目的に照らし、最小限の有意な情報という意味に限定して取り扱う限り、本件で問題とされる出席公務員の氏名をすべて公開することと、平成14年第一小法廷判決（及び平成13年第三小法廷判決）との間に、少なくともその結論において、矛盾は生じないこととなる。そして、このような考え方は、平成14年第一小法廷判決より後の当審判決、すなわち、本件第一次上告審判決（平成16年11月26日第二小法廷判決）及び平成15年第三小法廷判決が、いずれも基本的に依拠するところであると考えられるのであって、本判決における法廷意見もまた、これを承継したものであるべきである。

最高裁判所第三小法廷



裁判長	上	田	豊	三
裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男
裁判官	那	須	弘	平
裁判官	田	原	睦	夫

目 録

- 1 第1審判決別表二の予算執行書のうち番号8, 9, 11及び13の各文書中, 懇談会の名称及び議題, 懇談の相手方等の所属名, 職名, 肩書, 氏名等の懇談会の相手方出席者が識別される部分(公務員(公務員であって大学に在職する学者を含む。))以外の相手方出席者が識別される部分を除く。)
- 2 第1審判決別表二の支出金調書のうち番号8の文書中, 摘要欄に記載された懇談会の名称や肩書等の懇談会の相手方出席者が識別される部分(公務員以外の相手方出席者が識別される部分を除く。)

本件各懇談会に出席した相手方出席者の内訳

	公務員（公務員であって大学に在職する学者を含む。）の出席者数	公務員（公務員であって大学に在職する学者を含む。）を除く出席者数
本件予算執行書 2 本件支出金調書 2	0名	全員
本件予算執行書 8 本件支出金調書 8	3名	4名
本件予算執行書 9	13名	14名
本件予算執行書 11	2名	2名
本件予算執行書 12	0名	全員
本件予算執行書 13	1名	10名

当 事 者 目 録

名古屋市

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

新	海		聡
佐	竹	靖	紀
間	宮	静	香
濱	寫	将	周
杉	浦	英	樹
滝	田	誠	一
西	野	昭	雄
平	井	宏	和
佐	久 間	信	司

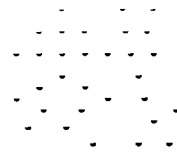
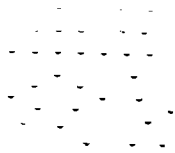
名古屋市中区三の丸3-1-2

被 上 告 人

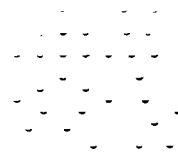
同訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

愛知県知事	神	田	真	秋
佐	治	良		三
高	橋	太		郎
戸	邊	博		夫
加	藤	慎		也
本	田			靖
上	原	悦		子
篠	田	信		示
濱	口			仁



松 田 太 一

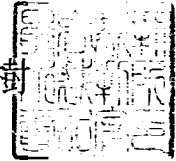


これは正本である。

平成19年4月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 池田英樹



平成18年(行ヒ)第50号

平成17年(行ノ)第38号

公文書非公開処分取消請求上告受理申立事件

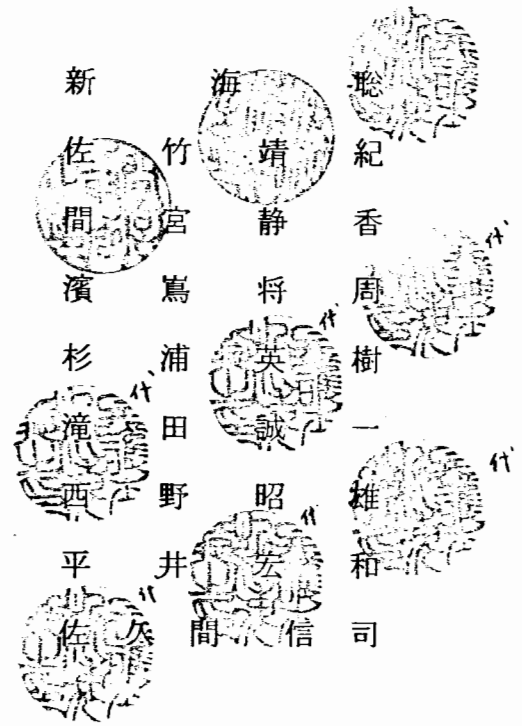


申立人 柴田孝介
相手方 愛知県知事

上記申立人代理人

弁護士

同
同
同
同
同
同
同



2006年1月19日

最高裁判所 御中

上告受理申立理由書

第1 原判決は、最高裁第三小法廷平成15年11月11日判決（最高裁判所民事判例集57巻10号1387頁、判例タイムズ1140号94頁）に反する。

1 原判決の判断

原判決は、相手方出席者が法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある場合について、次のように判断した。

「法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者については、その社会的活動にかかわる情報であるところ、前記した本件各懇談会の趣旨、目的等（本件各懇談会が

各種の支持要請活動をより効果的に行うために開催されたものであることなど)に照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として本件各懇談会に出席したとは通常考えられず、万博開催に関する助言や意見交換を行うために出席したものと推認することができ、いわば有識者としての出席であって、その行為を所属する法人等の行為そのものと評価することはできない。

したがって、当該相手方出席者の本件各懇談会への出席に係る情報は、当該法人等の行為そのものと評価する行為に関する情報ではなく、「個人に関する情報」に当たり、特定の個人を識別し得るものであり、本件非公開情報に該当する。

2 最高裁判例

一方、最高裁は、頭書の平成15年11月11日判決において、本件条例6条1項2号（個人識別情報）に対応する大阪市公文書公開条例の解釈について「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。もっとも、同条は、2号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、本件条例においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。」（下線は申立人）と判示している。

3 原判決は最高裁判例に反する

本件について原審が、「法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者」についてもこれを「個人に関する情報」に該当する、とした理由は、「本件各懇談会の趣

旨、目的等（本件各懇談会が各種の支持要請活動をより効果的に行うために開催されたものであることなど）に照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として本件各懇談会に出席したとは通常考えられない」という点にある。

しかしながら、本件誘致活動の対象である博覧会については、博覧会協会に加盟する各国のみならず、日本国内の多くの企業が企業館を設置した。これら企業館の設置は、各企業が自社の技術等を展示することにより、企業の技術力への信頼性を高める重要な機会であった。そして、かかる機会は国際博覧会を愛知県で開催することにより初めて獲得しうるものであったから、博覧会の誘致は企業館の設置と表裏の関係にたつ各企業の業務と位置づけられた。

こうしてみると、本件懇談への参加は個人の資質、能力に着目して愛知県が招待した、という側面があるとすれば、個人として参加したという観点を完全には否定できないとしても、これは一面的なものにすぎず、主として自身が代表者をつとめる法人自身の博覧会への参加を前提としたものでもあって、主としては法人の行為そのものと評価できる筈である。

よって、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者の本件懇談への参加を個人としての参加とし、法人等の職務として行う行為に関するものではない、とした原判決は上記最高裁判例に反することは明らかであり、原審の判断には判例違反の違法がある。

第2 本件条例6条1項2号にいう「個人に関する情報で、特定個人が識別できるもの」の該当性の解釈に重大な誤りがあること

1 「個人に関する情報」についての原判決の判断

(1) 「本件条例6条1項2号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、同号所定の非公開情報に該当するというべきである。もっとも、本件条例において法人等に関する情報の非公開事由が同条項3号に定められていることに照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、同条項2号所定の非公開情報には該当しないというべきである。また、本件条例の趣旨、目的に照らせば、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が

同号本文にいう「個人」に当たることを理由に同号所定の非公開情報に該当するとはいえないと解するのが相当である（最高裁平成10年（行ヒ）第54号最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁，最高裁平成11年（行ヒ）第145号同15年11月21日第二小法廷判決・裁判集民事211号659頁参照）」

(2) 以上の視点に立って、原審は、相手方出席者が法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者である場合について、次のように判断した。

「法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者については、その社会的活動にかかわる情報であるところ、前記した本件各懇談会の趣旨、目的等（本件各懇談会が各種の支持要請活動をより効果的に行うために開催されたものであることなど）に照らせば、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として本件各懇談会に出席したとは通常考えられず、万博開催に関する助言や意見交換を行うために出席したものと推認することができ、いわば有識者としての出席であって、その行為を所属する法人等の行為そのものと評価することはできない。

したがって、当該相手方出席者の本件各懇談会への出席に係る情報は、当該法人等の行為そのものと評価する行為に関する情報ではなく、「個人に関する情報」に当たり、特定の個人を識別し得るものであり、本件非公開情報に該当する。

(3) 公務員、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者について

「本件条例6条1項2号の「個人に関する情報」は、個人にかかわりのある情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、原則として、本件非公開情報に該当するものであるから、相手方出席者が公務員、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者についての本件各懇談会への出席に関する情報は、個人に関する情報として、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、本件非公開情報に該当する。」とし、一審原告の「有識者に対して国又は行政が意見を聴取したり、事務を委託したりする場合には、国や行政は当該有識者名を公表するのが通常である（本件条例6条1項2号ただし書口に該当する事由）」との主張に対し、「有識者が本件各懇談会に出席して意見交換等を行うことが、愛知県から県の事務の委託を受けたものとはいえないことはもちろん、本件全証拠によるも、本件各懇談会への出席者名を公表することを予定していたとは認められず、また、相手方出席者も自分の氏名等が公開されることを予想する状況にあったとも考えられないから、一審原告の上記主張は到底採用できない。」として、一審原告の主張を排斥した。

2 「個人に関する情報」についての原判決の解釈の誤り

(1) 相手方出席者が法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者である場合について

前述の通り、本件誘致活動の対象である博覧会には、我が国内の企業が多く、企業館を設置し、各企業の技術力を内外に示した。本件博覧会は参加企業にとって企業活動を外部に伝達するまたとない機会だったのである。したがって、本件博覧会への参加は各企業にとって、企業活動の一環としてなされたことは明らかであり、さらに、参加を実現するための誘致活動も博覧会への参加と表裏の関係にあるものとして、企業活動の一つであることも明らかである。

よって、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者の本件懇談会への参加の事実は個人に関する情報ということとはできず、これを個人に関する情報と認定した原判決には本件条例の解釈を誤った違法がある。

(2) 公務員、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者について

原審がかかる者の情報が「個人に関する情報」に該当する、とした理由の一つとして、「有識者が本件各懇談会に出席して意見交換等を行うことが、愛知県から県の事務の委託を受けたものとはいえない」という点を挙げる。

しかしそもそも、有識者なる概念は職業や資格を示すものではない。ある者が有識者であるとされるのは、その者の知識や見識に対する、ある観点からみた評価結果であり、本件懇談会について言えば、これらの者を懇談会に招待した、懇談会の主催者たる愛知県当局の評価である。愛知県としては、その者の知識や見識を懇談会へ生かすことを期待したからこそ、同人らを懇談会に招待したのである。

かかる状況を前提とすれば、その者が一審被告によって「有識者」と表現すること自体、愛知県がその者の知識や見識の発揮を期待していることを示すのである。そして、有識者に対する愛知県のこのような期待は、愛知県が私人に対して、懇談会で識見や知識を披露することを期待して事務を委託することと実質的に同視できるのであって、事務の委託契約がないからといって、事務委託と同視できない、とした原審判断は、本件条例の解釈を誤ったものである。

3. 本件条例6条1項2号の「特定個人が識別できるもの」について原審の判断とその誤り

(1) 原審の判断

原審は番号2、同8、同9、同11、同12、同13のそれぞれの予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄の情報について、原審は本件条例6条1項2号に該当

する情報である、とする判断をした。

(2) 原審判断の誤り

しかしながら、本件条例6条1項2号は、個人に関する情報であればすべて非公開とすることを認めているのではなく、「特定個人が識別できること」という要件も満たすことを要求している。

ところが原審は、それぞれの予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄の情報が特定個人を識別できる情報であるか否かの認定をせず、もっぱらこれらの情報が「個人に関する情報」と言えるか否かの観点でのみ、判断を行っている。しかし、原審のかかる判断が条例6条1項2号の解釈を誤ったことは明らかであり、排斥されなければならない。

第3 本件条例6条2項の解釈の誤り

1 原審の判断

(1) 原審は本件6条2項について、次の解釈を展開した。

『本件条例6条2項は、「実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記載されている場合において、当該該当する情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」と定めているところ、その文理に照らすと、ある特定の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちの一部が、同条1項各号のいずれかの事由に該当するものであるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。すなわち、本件条例には、公開請求に係る公文書に記録されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば、非公開事由に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとする定めは存在しない。そうすると、上記のような定めを欠く本件条例6条2項の解釈としては、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない。したがって、実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、住民等は、実施

機関に対し、同条2項を根拠として、公開することに問題のある箇所のみを除外して、その余の部分を公開するよう請求する権利はなく、裁判所もまた、当該非公開決定の取消訴訟において、実施機関がこのような態様の部分公開をすべきであることを理由として、当該非公開の一部を取り消すことができないものと解される（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467頁参照）。』

(2) 以上の解釈にたったうえ、以下の懇談について全面非公開処分を正当とした。

① 平成8年3月17日開催の懇談会について（本件予算執行書及び本件支出金調書のうち、番号8）

ア 本件予算執行書について証拠（甲3の8の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月17日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1執行の目的」欄の一部、「2執行の内容」欄のうちの日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として7名が出席しているところ、そのうち、公務員が3名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が3名、それ以外の者が1名であることが認められる。そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員3名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他の者4名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。ところで、1審被告の非開示の決定については、公務員3名の上記懇談会への出席に係る情報が非公開情報に該当しないことから、その他4名の非公開事由に該当する部分を除いて開示すべきかどうかについては、非開示情報が独立した一体の情報をさらに細分化することになるかどうかを検討すべきであるが、上記したように、公務員3名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1執行の目的」欄の一部、「2執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄の情報については、同時にその他4名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員3名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2執行の内容」欄のうち出席者欄（しかも公務員3名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員3名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるというべきである（なお、出席者毎に独立した情報ということができるので、出席者欄に非公開事由に該当する公務員の氏名の記載とそうでない公務員以外の者の氏名の記載があったとしても、独立した一体の情報をさらに細分化することにはならない）。そうすると、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わ

すことはできないものといわざるを得ず、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

イ 本件支出金調書について証拠（甲3の8の2）及び弁論の全趣旨によれば、前記同日に開催された懇談会の支出金調書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「摘要」欄の懇談会名の一部を空白として公開されていることが認められる。そして、上記懇談会の相手方出席者は7名であり、そのうち、公務員が3名、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が3名、それ以外の者が1名であることは、前記のとおりであるところ、公務員以外の相手方出席者の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報であり、部分開示ができないものである。そうすると、結局、相手方出席者の全員の出席に係る情報が非公開情報に該当するものといわざるを得ず、1審被告が非公開情報に該当するとして、これを非公開とした決定に違法はない。

② 平成8年3月18日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号9）

証拠（甲3の9の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月18日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1執行の目的」欄の一部、「2執行の内容」欄のうちの日時（時間）、議題及び出席者欄、別紙名簿を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として27名が出席しているところ、そのうち、公務員が13名（うち4名が大学に在職する学者）、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が2名、それ以外の者が12名であることが認められる。そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員13名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他14名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。ところで、前記したように、公務員13名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1執行の目的」欄の一部、「2執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄及び議題の情報は、同時にその他14名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員13名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2執行の内容」欄のうちの出席者欄（しかも公務員13名のみ）及び別紙名簿が上記部分を除いた情報となり、公務員13名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

③ 平成8年2月16日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号11）

証拠（甲3の11の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年2月16日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1日的及び内容」欄のうち、開催目的の一部、日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として4名が出席しているところ、そのうち、公務員が2名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が2名であることが認められる。そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員2名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他の者2名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。ところで、前記したように、公務員2名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1日的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び日時（時間）欄の情報については、同時にその他2名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員2名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「1日的及び内容」欄のうちの出席者欄（しかも公務員2名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員2名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

④ 平成8年3月1日開催の懇談会について（本件予算執行書のうち、番号13）

証拠（甲3の13の1）及び弁論の全趣旨によれば、平成8年3月1日に開催された懇談会の予算執行書には、出席者が分かる部分を非公開情報として、「題名」欄の一部、「1日的及び内容」欄のうち、開催目的の一部、日時（時間）及び出席者欄を空白として公開されていること、上記懇談会には、相手方出席者として11名が出席しているところ、そのうち、公務員が1名、公務員でも、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者でもない者が10名であることが認められる。そうすると、前記したとおり、上記相手方出席者のうち、公務員1名の上記懇談会への出席に係る情報は、個人に関する情報とはいえ、非公開情報に該当しないが、その他10名については、個人に関する情報であり、非公開情報に該当する。ところで、前記したように、公務員1名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1日的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び

日時（時間）欄の情報については、同時にその他10名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員1名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「1日的及び内容」欄のうちの出席者欄（しかも公務員1名のみ）が上記部分を除いた情報となり、公務員1名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。そうすると、相手方出席者に関する情報については、全体として非公開情報であって、これを非公開とした決定に違法はない。

2 原審判断の誤り

(1) 部分公開に関する規定の解釈について

原審が本件条例6条2項について「本件条例には、公開請求に係る公文書に記載されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば、非公開事由に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとする定めは存在しない。」としている点は本件条例6条2項の解釈を誤ったものである。

本件条例6条2項は実施機関に、部分公開の義務を負わせている。その要件として同項が挙げる条件は、

i) 公文書に「前項各号のいずれかに該当する情報」（＝非公開事由に該当する情報）と「それ以外の情報」（＝非公開事由に該当しない情報）とが併せて記載されている場合であること、ii) 「当該該当する情報に係る部分」（＝非公開事由に該当する情報に係る部分）と「それ以外の部分」（＝非公開事由に該当しない情報）とを容易に分離することができること、iii) その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないこと、

の三点であり、この三点を具備した場合には「当該該当する情報（＝非公開事由に該当する情報）に係る部分」を除いて、実施機関は公文書の公開をしなければならない、と定めていることになる。つまり、条項を素直に読めば、「公開請求に係る公文書に記載されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば、非公開事由に該当しないことになる」場合には「当該残余の部分を公開すべき」と解釈するほかない筈である。

そして、部分公開に関する同条2項の解釈で問題となるのは、先の要件中、ii) 「当該該当する情報に係る部分」（＝非公開事由に該当する情報に係る部分）と

「それ以外の部分」(＝非公開事由に該当しない情報)とを容易に分離することができること、iii) その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないこと、という二点である。こうしてみると、最高裁判例のいう「非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化」する場合とは、ii) iii) の要件を欠く場合になる筈である。

したがって、原審の「公開請求に係る公文書に記録されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば、非公開事由に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとする定めは存在しない。」という解釈は法解釈としては概括的にすぎ、部分公開を全面的に否定する解釈すら導き出してしまっておそれがあり、正当ではない。

(2) 原審の「情報」の単位についての考え方が誤っていること

原審のように、情報の単位を観念し、その構成要素に様々なものを取り込んで、情報の単位をことさら大きく捉え、それが不開示事由に該当するから、その1単位の情報は不開示処分が妥当であり、かつ、その1単位の情報以外の情報は記載されていないから、部分開示もできない、とした場合、様々な構成要素を取り込んで情報の単位をことさら大きく捉え、それだけ不開示事由に当てはめやすくなり、濫用的な開示拒否を招くことになる。しかも、まず一個の情報の単位を決めるという手法だと、どこまでの構成要素を取り込めば1単位の情報となるのが極めて曖昧であり、実施機関の恣意的不開示を許す結果となる。

しかし、一般に「情報」という言葉は、懇談の題名だけ、執行の目的だけ、執行の時間だけ、氏名だけ、金額だけ、等の個々の観念を指すものであり、これらが重層的に組み合わせられることによって、情報の質が高度・詳細になるだけである。「情報」とは日常一般にそのような意味で使用されており、これに反する原審判断は、説得力がない。

また、原審の判断は、懇談の題名だけ、執行の目的だけ、執行の時間だけ、氏名だけ、金額だけなど単独では意味がないことを前提とするが、これも大いに疑問である。

原審判断が部分公開の実質的根拠とするのは、情報公開法第6条1項であるが、ここで問題となるのは、同項但し書きの「有意」でない、という点である。そして、「有意」でないとは、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等と解釈されている。そして、何が「有意の情報」かにつ

いて、行政機関の長の見解と請求者の見解が異なる場合もありうるから、「有意の情報」ではないと明確に判断できる場合以外は、部分開示を行うか、請求者の意見を聴取して部分開示を行うかを判断する運用が望ましいとされている。(宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」[有斐閣]75頁)

結局、原審のように、条例6条2項が「公開請求に係る公文書に記録されている情報が条例所定の非公開事由に該当するにもかかわらず、当該情報の一部を除くことにより、残余の部分のみであれば、非公開事由に該当しないことになるものとして、当該残余の部分を公開すべきものとしていない」との解釈は、「情報」の意味をあまりにも広範にとらえず、最終的には部分公開を全面的に否定する結果を招来するのであって、条例6条2項の解釈を誤ったものであることは明白である。

(3) 原審の判断は現実の情報公開手続きを無視していること

また、原審判断は現実の情報公開請求手続きを無視した観念論である。

たとえば、予算執行書に記載された「2 執行の内容」欄のうちの日時(時間)欄の情報だけをとっても、万博誘致に関する懇談会が行われた日時(時間)が知れることになり、それ自体大いに意味のある情報となる(たとえば、深夜午前2時に懇談が行われたことが分かった場合、はたしてかかる時間に酒食をともにする懇談が適切な万博誘致の懇談かどうか問題になるなど)。また、出席者名などは、当然に氏名だけで重要な情報となる。つまり、開示請求文書を「万博誘致に関する懇談」と特定すると、①「万博誘致に関する懇談」+「時間」、②「万博誘致に関する」+「参加者」というふうに情報が結合されて十分な意味を持つようになり、明らかに重要な意味を持つのである。このように、情報公開の実務からみれば、必ず意味のある情報が特定できるのであるから、原審判断は観念論に過ぎない。

(4) 他の判例や審査会答申も情報の単位について原審のような広範な解釈をとっていないこと

「独立した一体的な情報」の意味について、情報公開法5条2号、同条5号、6号が問題となった中部運輸局長に対するC I Sによるユーザーからの苦情申出情報の不開示処分に対する名古屋高裁平成14年12月6日判決は、「開示請求にかかる行政文書のある一部分につき、①不開示情報の記録されている部分が容易に区分されて除かれた後の当該行政文書の一部であること、及び②有意の情報が記載されていないと認められるものではないこと、の各要件を満たす場合

であれば、当該一部分は、情報公開法6条1項に基づき開示しなければならないもの（すなわち、部分開示情報）となるのであり、同条項の趣旨及び文理からみて、当該一部分が有意でないとは認められず、また、当該一部分が他の不開示情報の一部分であるとか、不開示情報との区分が困難等の事情もないにもかかわらず、当該一部分が一個の情報の一部であることを根拠に部分開示情報にあたらなくなるものとは解されない。たとえば、一件の行政文書にA、B二つの情報が記録されている場合で、各情報がある部分において重複しているときに、A情報が不開示情報である場合には、これを除くと残部はB情報の一部になることが明らかであり、このような場合に残部が部分開示情報にあたらぬ、と解すべき理由はない」と判示している。

さらに、平成14年7月17日付の情報公開法の審査会答申は、「情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。本件対象文書に記載されている情報についてみても、例えば、原子力発電の経済性試算、工程別費用、内訳項目（又はその細目）、費用、算出条件というように重層的に捉えることができる。不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示とする法の定める開示請求制度の趣旨に照らし、開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である。」としている。

以上の点からみて、独立した一体的な情報の単位については、社会通念上意味を有するひとまとまりの意味をもつかどうか、を基準とすべきことは明白である。

(5) 番号8、番号9、番号11、番号13の懇談の出席者についての原審判断の誤り

原審は番号8の予算執行書及び支出金調書、番号9の予算執行書、番号11の予算執行書、番号13の予算執行書それぞれの出席者のわかる箇所について、出席者中に個人情報に含まれない公務員が含まれているにもかかわらず、公務員の氏名のみを公開し、それ以外の出席者の氏名を非公開とすることは独立した一体の情報をさらに細分化することになるとして否定している。しかし、かかる原審の判断はいずれも独立した一体の情報の範囲についての解釈を誤り、ひいては本件条例6条2項の解釈を誤ったものである。以下、詳論する。

① 番号8の予算執行書および支出金調書の出席者欄について

原審は、「公務員3名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時(時間)欄の情報については、同時にその他4名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員3名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2 執行の内容」欄のうちの出席者欄(しかも公務員3名のみ)が上記部分を除いた情報となり、公務員3名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるというべきである」とした。

しかし、原審が、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時(時間)欄の情報と出席者欄全体が、独立した一体の情報である、と解釈している点は、条例6条2項の「当該該当する情報に係る部分」(=非公開事由に該当する情報に係る部分)と「それ以外の部分」(=非公開事由に該当しない情報)とを容易に分離することができること、その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないこと、という条項の解釈、ひいては「独立した一体の情報」の解釈を誤ったものである。

常識的にみても、予算執行書の「題名」欄、「執行の目的」欄、執行の日時(時間)欄、出席者欄はそれぞれ異なった情報を記載したものであり、全体が一体となって、初めて情報として有意的なものとなるのではない。予算執行書の「題名」欄に記載されている情報と、「執行の目的」欄に記載されている情報、執行の日時欄、出席者欄の情報は、そのどれかが欠けただけでも情報としての意味を失うものではないことから裏付けられる。このことは、予算執行書の題名が分からなくても、出席者欄が公開されれば、誰が懇談会に出席したか、という情報は表象されることから明らかである。つまり、これらそれぞれの欄に記載されている情報は、他の情報と依存関係を持つことなく、それぞれが情報として独立しているのである。にもかかわらず原審が、各欄を包括して一体の情報である、とする根拠は、各欄が氏名の非公開が維持される4名の非公開事由に該当する情報でもあることを根拠とする。しかし、これは理由とはならない。そもそも、氏名以外の予算執行書の「題名」欄、「執行の目的」欄、執行の日時(時間)欄が「個人が識別される情報」に該当する、とする判断が誤りであることは先に述べたとおりであり、かつ、それぞれが非公開事由かどうかの判断と、これらの各欄を包括して、全体が独立した一体の情報であるとする判断とは次元をことにするからである。

また、原審が、予算執行書や支出金調書の出席者欄全体を一体の情報と解釈し

ている点も誤りである。出席者欄に記載された出席者の氏名は、一名ごとに独立した一つの情報であって、仮に出席者欄の公務員3名の氏名のみを公開し、それ以外の4名の氏名を非公開としたからといって、公務員3名が懇談会に出席していた、という有意的な情報は表象されるのである。本件条例6条2項にいう「その分離により公文書の公開の請求の趣旨が損なわれる」か否か、という観点からも、公務員3名のみの氏名を公開しても請求の趣旨を損なうものではないこと、明らかであり、部分公開することが要求されるものである。

② 番号9の予算執行書について

原審は「公務員13名の出席に係る情報のうち、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄及び議題の情報については、同時にその他14名の非公開事由に該当する部分でもあるから、結局、公務員13名の出席に係る情報については、予算執行書に記載された「2 執行の内容」欄のうち出席者欄（しかも公務員13名のみ）及び別紙名簿が上記部分を除いた情報となり、公務員13名の出席に係る一体の情報をさらに細分化することになるから、1審被告にこの部分のみの開示をすべき義務を負わすことはできないものといわざるを得ない。」と判示した。

しかし、これについても前述の通り、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 執行の目的」欄の一部、「2 執行の内容」欄のうちの日時（時間）欄及び議題の情報は個人識別情報ではないのみならず、これらの情報が個人情報として非公開とすべきか否かとこれらを含めて独立した一体の情報とみるかは次元を異にするものであって、原審判断は誤りである。

③ 番号11の予算執行書について

これも番号8、番号9と同一の理由で原審は全体を含めて独立した一体の情報としている。しかし、これについても、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び日時（時間）欄の情報の情報は個人識別情報ではないのみならず、これらの情報が個人情報として非公開とすべきか否かとこれらを含めて独立した一体の情報とみるかは次元を異にするものであって、原審判断は誤りである。

④ 番号13の予算執行書について

番号8、番号9、番号11と同様の理由で原審は全体を含めて独立した一体の情報としている。しかし、これも、予算執行書に記載された「題名」欄の一部、「1 目的及び内容」欄のうち、開催目的の一部及び日時（時間）欄の情報につ

いては、個人識別情報ではないのみならず、これらの情報が個人情報として非公開とすべきか否かとこれらを含めて独立した一体の情報とみるかは次元を異にするものであって、原審判断は誤りである。

第4 結論

よって原審判断には判例違反、本件条例の解釈の誤りがあり、上告受理の理由があるため、本件上告を受理されたい。

以上